

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 2022年度スタート。 企業型確定拠出年金、改正のポイント

### 加入年齢上限が69歳に引き上げ

こんにちは、高橋学です。そろそろ来年度の新卒採用もひと段落した頃でしょうか？今回のテーマは、「企業型確定拠出年金(企業型DC)」。

企業型DCとは、企業が掛金を毎月拠出し、従業員自らが年金資産の運用を行う制度です。従業員は、掛金をもとに金融商品の選択や資産配分の決定などを行い、退職後に積み立てられた年金資産を一時金もしくは年金の形式で受け取ることができます。多大な税制メリットのある制度として注目される企業型DCですが、2022年に制度内容が2点改正されるので、見ていきましょう(図表1)。

1つ目の改正点は「加入年齢上限の引き上げ」です。現行では、企業型DCの加入年齢上限は65歳未満ですが、2022年5月から厚生年金被保険者であれば70歳未満まで加入できるようになります。また、それに伴って給付金の受給開始上限も70歳から75歳へと引き上げられます。少子高齢化の影響で、65歳以降も働き続ける人はさらに増えていくことが予想されます。そうした社会の要請に対応するために、企業型DCの仕組みもアップデートされているのです。

### 従業員、企業の両方に税制メリット

2つ目の改正点は「企業型DC加入者のiDeCoへの加入条件の緩和」です。企業型DCの掛金額は原則として企業が決め、従業員側としては不足と感じるケースも多く、企業型DCとiDeCoの併用を希望する人は少なくありません。しかし、現行では、企業型DCに加入している人がiDeCoへの加入が認められるには、各企業の労使の合意が条件となり、実際に併用が許可される企業はごく僅かです。

そこで、今回の改正では加入条件が緩和され、2022年10月から労使の合意なしでiDeCoへの加入が原則可能となります。掛金合計額などの条件もありますが、今回の改正によって企業型DCがある会社でもiDeCoに加入できるケースが格段に増えるのです。

企業型DCの加入者(従業員)は、拠出・運用・受取時に税制優遇措置を受けられる(図表2)うえに、事業主側は、掛金を全額損金算入できるため、双方の税負担の軽減にもつながります。また、掛金を拠出した時点で事業主側の負担額が確定するため、退職金の積立不足を防げるなど、様々なメリットがあります。現在、導入していない経営者の方は、この改正を機に企業型DCの導入を検討してみてはいかがでしょうか。M

図表1 確定拠出年金の主な改正予定

2022年4月	受給開始年齢の上限が70歳から75歳に
5月	企業型DCの加入年齢上限が65歳未満から70歳未満に※1
	iDeCoは同60歳未満から65歳未満に※2
10月	企業型DCとiDeCoの併用が規約変更なしで可能に

※1 労使協議で規約変更する場合  
※2 国民年金への加入が必要

図表2 企業型DCの税制メリット(加入者)

拠出時	運用時	給付時
企業が掛金を拠出。個人が追加した掛金全額が所得控除の対象	運用益は非課税	受取時に税制優遇

(出所)東京証券取引所HPの資料をもとに当社作成